

議案第5号 成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を制定 するについて

経済社会情勢の変化に適切に対応し、旅費の取扱いの適正化を図るため、国家公務員における旅費制度の改正内容に準じ、旅費の支給内容の見直し等を行う。

【第1条関係】

1. 改正する条例

成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(以下「旅費条例」という。)

2. 主な改正内容

(1) 旅費の支給内容及び支給要件等の見直し

① 宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の新設

宿泊料を宿泊費に改めるとともに、移動及び宿泊の対価を一体として支給するための包括宿泊費並びに宿泊を伴う旅行において必要な諸雑費に充てるための宿泊手当を新設する。

② 日当及び食卓料の廃止

昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てるための日当及び水路旅行の夕・朝食代を支給する食卓料について廃止する。

③ 鉄道賃の支給要件等の見直し

急行料金及び座席指定料金について、利用距離に関する支給要件を廃止するとともに、特別車両料金の支給対象について見直しを行う(船賃における特別船室料金についても同様)。

④ 「その他の交通費」の新設

現行の車賃に加え、タクシーやレンタカーの賃料等を新たに支給対象とするその他交通費を新設する。

(2) 返還に係る規定の新設

旅費の適切な支給を担保するため、旅費条例の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等から旅費を返納させる規定を新設するもの。

(3) 旅行代理店等への直接支払に関する規定の新設

宿泊先の予約等を旅行者に代えて旅行代理店等が行う場合、当該旅行に係る費用について、直接、当該旅行代理店等に支払えるよう規定を新設するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

【第2条～第6条関係】

1. 改正する条例

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(第2条関係)

(2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(第3条関係)

(3) 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(第4条関係)

(4) 証人等の実費弁償に関する条例(第5条関係)

(5) 成田市消防団条例(第6条関係)

2. 主な改正内容

旅費条例と同様に、旅費の種目の見直し等を行う。

3. 施行期日

令和8年4月1日